### 令和5年11月 かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案

かずさ水道広域連合企業団

### 令和5年11月 かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案目録

議案等番号	件名	頁
議案第1号	令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算(第 1号)	1
議案第2号	かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第3号	かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第4号	かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	15
議案第5号	令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定に ついて	19
報告第1号	令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算 書について	21
報告第2号	令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく 資金不足比率について	27

### 議案第1号

令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算(第1号)

### 第1章 水道事業

第1条 令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

第2条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり 補正する。

### 追加

事	項	期	間	限	度	額
木更津市域配水管工事に係る経	費	令和6年	年度まで		440, 0	000千円
君津市域配水管工事に係る経費		令和 6 4	年度まで		380, 0	000千円
富津市域配水管工事に係る経費		令和 6 4	年度まで		150, 0	000千円
袖ケ浦市域配水管工事に係る経	費	令和6年	年度まで		260, 0	000千円

令和5年11月7日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長渡辺芳邦

補正予算に関する説明書

### 第1章 水道事業

### 債務負担行為に関する調書 (水道事業)

### (本年度提出に係る分)

### 【追加】

事	項	限度額			での3 (見込)		当該義務	年度以発生	降の支持 予 定 智	公額		左	Ø	財	源	Þ	7	訳
			期	間	金	額	期	間	金	額	企	業 債	国庫補	前助金	出資	金	そ	の他
		千円				千円			4	f円		千円		千円		千円		千円
木更津市域配水管工	事に係る経費	440,000	-	_	_		令和6	年度まで	440,000	,			102,	667			337	7, 333
君津市域配水管工事	に係る経費	380, 000	-	_	_		令和6	年度まで	380, 000	1			88, 6	667			29	1, 333
富津市域配水管工事	に係る経費	150, 000	-	_	_		令和6	年度まで	150, 000	1			35, 0	000			115	5, 000
袖ケ浦市域配水管工	事に係る経費	260, 000	-		_		令和6	年度まで	260, 000	)			60, 6	667			199	9, 333

### (本年度議決済みに係る分)

事項	限度額	前年度末ま 義務発生 (		当該年度以 義 務 発 生		左	の財	源 P	为 訳
		期間	金 額	期間	金 額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
君津市域配水管工事に係る経費	387, 000	_	_	令和6年度まで	387, 000		90, 300		296, 700
富津市域配水管工事に係る経費	274, 000	_	_	令和6年度まで	274, 000		63, 933		210, 067
袖ケ浦市域配水管工事に係る経費	280, 000	_	_	令和6年度まで	280, 000		65, 333		214, 667
かずさ配水場・小糸浄水場・上飯野 配水場電気計装設備更新に係る経費	301,000	_	_	令和6年度まで	301, 000		70, 233		230, 767
施設統廃合事業伊豆島配水場配水池 等更新基本設計業務委託に係る経費	21,000	_	_	令和6年度まで	21, 000				21, 000
施設統廃合事業(上鳥田浄水場配水 池等整備事業)発注契約に向けたア ドバイザリー業務委託に係る経費	20,000	_	_	令和6年度まで	20,000				20, 000
施設統廃合事業上飯野配水場配水池 耐震診断業務委託に係る経費	26, 000	_	_	令和6年度まで	26, 000				26, 000
亀田送水ポンプ場再構築基本設計業 務委託に係る経費	18, 000	_	_	令和6年度まで	18, 000				18, 000
富津市域水道施設運転管理業務委託 に係る経費	680, 000	_	_	令和8年度まで	680, 000				680, 000
袖ケ浦市域水道施設運転管理業務委 託に係る経費	597, 000	_	_	令和8年度まで	597, 000				597, 000

### (過年度議決済みに係る分)

(適年度議状済みに係る分)									
事項	限度額	前年度末ま 義務発生 (		当該年度以 義 務 発 生		左	の財	源 P	为 訳
		期間	金 額	期間	金 額	企業債	国庫補助金	出資金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
木更津市域配水管改良に係る経費	356, 000	_	_	令和5年度まで	356, 000		83, 067		272, 933
君津市域配水管更新に係る経費	185,000	_	_	令和5年度まで	185, 000		43, 167		141, 833
富津市域配水管更新に係る経費	332,000	_	_	令和5年度まで	332, 000		77, 467		254, 533
袖ケ浦市域配水管改良に係る経費	238, 000	_	_	令和5年度まで	238, 000		55, 533		182, 467
上烏田浄水場配水池等更新基本設計 業務委託に係る経費	19,000	_	_	令和5年度まで	19, 000				19, 000
水道施設強靱化に向けた対策検討業 務委託に係る経費	17,000	_	_	令和5年度まで	17, 000				17, 000
伊豆島配水池等耐震化基本計画策定 業務委託に係る経費	8,000	_	_	令和5年度まで	8, 000				8, 000
中台浄水場系基幹管路耐震化基本計 画策定業務委託に係る経費	7,000	_	_	令和5年度まで	7, 000				7, 000
会計システム等構築及び保守・運用 等業務委託に係る経費	79, 680	_	_	令和10年度まで	79, 680		21, 266		58, 414
水道料金等徴収検針業務委託に係る 経費	2, 774, 000	_	_	令和10年度まで	2, 774, 000				2, 774, 000
木更津市域配水管工事に係る経費	14,000	_	_	令和5年度まで	14, 000		3, 267		10, 733
君津市域配水管工事に係る経費	166,000	_	_	令和5年度まで	166, 000		38, 733		127, 267
富津市域配水管工事に係る経費	49,000	_	_	令和5年度まで	49, 000		11, 433		37, 567
袖ケ浦市域配水管工事に係る経費	135,000	_	_	令和5年度まで	135, 000		31, 500		103, 500
木更津市域水道施設運転管理業務委 託に係る経費	588, 000	令和4年度	196,000	令和6年度まで	392, 000				392, 000
君津市域水道施設運転管理業務委託 に係る経費	787, 000	令和4年度	269, 002	令和6年度まで	517, 998				517, 998
かずさ水道広域連合企業団管網管理 システム導入業務委託に係る経費	470,000	令和3年度から 令和4年度まで	227, 325	令和5年度まで	242, 675		63, 550		179, 125
富津市域水道施設運転管理業務委託 に係る経費	404,000	令和3年度から 令和4年度まで	256, 873	令和5年度まで	147, 127				275, 564
袖ケ浦市域水道施設運転管理業務委 託に係る経費	391,000	令和3年度から 令和4年度まで	247, 668	令和5年度まで	143, 332				278, 866

### 議案第2号

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月7日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳邦

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第29号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「看護休暇」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

### 提案理由

現行の育児部分休業制度が小学校就学前までの子を対象としているところ、子育てしやすい職場環境づくりを一層推進するため、小学校3年生までの子を対象とした「子育て部分休暇」制度を新設することとし、関係条例に所要の改正を行うものである。

### 議案第3号

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和5年11月7日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第3 2号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

### 別表第2(第26条)

### (1) 木更津市の区域

給水装置の	メーターの口径		基本料金	水量料金
用途		水量	料金	(1立方メートルにつき)
一般用	20ミリメートル以	なし	1,980円	1~20立方メートルまで
	下			104円50銭
	25ミリメートル		4,290円	21~60立方メートルまで
	30ミリメートル		5,940円	225円50銭
	40ミリメートル		10,450円	61~100立方メートルま
	50ミリメートル		17,050円	で 286円
	75ミリメートル		24,200円	101~300立方メートル
	100ミリメートル		58,300円	まで 363円
	125ミリメートル		71,500円	301~600立方メートル
	150ミリメートル		88,000円	まで 423円50銭
	200ミリメートル		129,800円	601~1,000立方メー
	以上			トルまで 484円
				1,001立方メートル以上
				5 1 7円

浴場営業用	200立	9,900円	201~500立方メートル
	方メート		まで 110円
	ルまで		501立方メートル以上 1
			4 3 円
臨時用			1立方メートルにつき 55
			0円

### (2) 君津市の区域

給水装置の	メーターの口径		基本料金	水量料金
用途		水量	料金	(1立方メートルにつき)
一般用	20ミリメートル以	なし	2,277円	1~20立方メートルまで
	下			151円80銭
	25ミリメートル		4,554円	21~40立方メートルまで
	30ミリメートル		10,120円	259円60銭
	40ミリメートル		21,252円	41~60立方メートルまで
	50ミリメートル		56,881円	295円90銭
	65ミリメートル		87,208円	61~100立方メートルま
	75ミリメートル		130,185円	で 425円70銭
	100ミリメートル		260,139円	101~200立方メートル
	125ミリメートル			まで 463円10銭
	150ミリメートル		653,400円	201~500立方メートル
				まで 509円30銭
				501立方メートル以上 5
				57円70銭
臨時用				1立方メートルにつき 66
				0円

### (3) 富津市の区域

給水装置の	メーターの口径		基本料金	水量料金
用途		水量	料金	(1立方メートルにつき)

	1	, ,		
一般用	13ミリメートル	なし	3, 113円	1~20立方メートルまで
	20ミリメートル		4, 477円	93円50銭
	25ミリメートル		7,370円	21~60立方メートルまで
	30ミリメートル		10,956円	298円10銭
	40ミリメートル		21,912円	61~120立方メートルま
	50ミリメートル		32,626円	で 423円50銭
	75ミリメートル		79,937円	121~220立方メートル
	100ミリメートル		138,215円	まで 498円30銭
	150ミリメートル		別に定める	221~320立方メートル
				まで 559円90銭
				321立方メートル以上 6
				10円50銭
臨時用				1立方メートルにつき 79
				2円

### (4) 袖ケ浦市の区域

給水装置の	メーターの口径		基本料金	水量料金
用途		水量	料金	(1立方メートルにつき)
一般用	13ミリメートル	なし	1,694円	1~20立方メートルまで
	20ミリメートル		2,200円	143円
	25ミリメートル		4,004円	21~40立方メートルまで
	30ミリメートル		6,083円	192円50銭
	40ミリメートル		12,155円	41~60立方メートルまで
	50ミリメートル		20,812円	237円60銭
	75ミリメートル		55,132円	61~100立方メートルま
	100ミリメートル		111,738円	で 322円30銭
	150ミリメートル		290,246円	101~300立方メートル
				まで 369円60銭
				301~500立方メートル

		まで 407円
		501立方メートル以上 4
		47円70銭
臨時用		1立方メートルにつき 55
		0円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)

- 2 この条例による改正後のかずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例別表第2の規定は、施 行日以後の水道の使用に係る水道料金(以下「料金」という。)について適用し、施行日の前 日までの水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前直近の定例日(かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例第3条第6号に規定する定例日をいう。)の翌日から施行日以後直近の定例日までの間における料金は、施行日前の 使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより計算する。

### 提案理由

君津市の区域、富津市の区域及び袖ケ浦市の区域において水道料金の改定を行うため、かずさ 水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定をしようとするものである。

### 議案第4号

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度決算における未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

令和5年11月7日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

### 〇令和4年度決算における未処分利益剰余金の処分

### 1 水道事業の部

(単位:円)

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年	度末残高	26,870,938,379	3,029,023,924	1,181,762,182
議会	の議決による処分額	283,142,344	0	$\triangle$ 772,941,957
	減債積立金への積立	0	0	△ 489,799,613
	資本金への組入	283,142,344	0	△ 283,142,344
An /\	. 公 华 古			(繰越利益剰余金)
处分	↑後残高	27,154,080,723	3,029,023,924	408,820,225

### 2 水道用水供給事業の部

(単位:円)

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年	度末残高	42,168,927,279	1,524,635,153	391,205,863
議会	の議決による処分額	0	0	0
	減債積立金の積立	0	0	0
	建設改良積立金の積立	0	0	0
	資本金への組入	0	0	0
<i>Ь</i> п /`	· · / / / / / / / / / / / / / / / / / /			(繰越利益剰余金)
火岭大	後残高	42,168,927,279	1,524,635,153	391,205,863

# 令和4年度決算における未処分利益剰余金の処分(案)について

### かずさ水道広域連合企業団

### 処分の概要

令和4年度決算において生じる未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定により、 利益処分は条例の規定又は議会の議決により行わなければならないことから、令和5年11月議会に諮るものである。

# 2 各事業体の未処分利益の状況

(単位:円)

	未处分利益剰余金残高	現金の裏付けあり(1)	(内訳)	現金の裏付けなし(2)※	(内訳)
大 東 神 市	673, 733, 257	441, 883, 864	令和4年度純利益 441, 883, 864	231, 849, 393	令和 4 年度使用分 建設改良積立金231, 849, 393
計 津 出	137, 302, 238	137, 302, 238	令和4年度純利益 137, 302, 238	0	I
富津市	271, 517, 987	271, 517, 987	令和3年度未処分分 274,457,765 	0	ı
袖ケ浦市	99, 208, 700	47, 915, 749	令和4年度純利益 47,915,749	51, 292, 951	令和 4 年度使用分 建設改良積立金51, 292, 951
水道事業計	1, 181, 762, 182	898, 619, 838	-	283, 142, 344	1
水道用水 供給事業	391, 205, 863	391, 205, 863	令和3年度未処分分 200,000,000 	0	I

※現金の裏付けなしの未処分利益剰余金は、積立金(建設改良積立金)を既に支出して使用したものです。

### 3 処分案

## (1) 現金の裏付けがあるもの

令和4年度の純利益や過年度から繰り越した繰越利益剰余金で、現金の裏付けがあるため、特定の目的を持った積立金に処分 することができる。処分方法は、統合広域化の検討において、当面は各セグメントの実情に応じた処分を行うとしている。

	処分方法	処分の根拠
木更津市	441, 883, 864円全額を減債積 立金に積み立てる	企業債償還の資金確保を優先するため、減債積立金に 処分する
君 津 市	137, 302, 238円全額を未処分 のまま繰り越す	137,302,238円全額を未処分 純利益等の状況を勘案し、今後の使用方法を検討してのまま繰り越す いくこととし、未処分のままとする
宣津市	271, 517, 987円全額を未処分 のまま繰り越す	271,517,987円全額を未処分 純利益等の状況を勘案し、今後の使用方法を検討してのまま繰り越す いくこととし、未処分のままとする
袖ケ浦市	47,915,749円全額を減債積 立金に積み立てる	企業債償還の資金確保を優先するため、減債積立金に 処分する
水道用水供給事業	391, 205, 863円全額を未処分 のまま繰り越す	391, 205, 863円全額を未処分 のまま繰り越す いくこととし、未処分のままとする

## (2) 現金の裏付けがないもの

木更津市及び袖ケ浦市において、建設改良積立金を使用した未処分利益剰余金が発生するが、これら現金の裏付けがない 利益剰余金の処分は、資本に組み入れることが一般的とされていることから、従前どおり資本金に組み入れる。

### 議案第5号

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年11月7日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長渡辺芳邦

決算書、意見書及び付属資料は別冊のとおり

### 報告第1号

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり 報告する。

令和5年11月7日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長渡辺芳邦

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書(水道事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

翌年度繰越 額に係る繰越 さ. エュマネカ	公安するにな   知資産の購   入限度額	田田神士権工の下水道工庫が満	イングーニボーン - イルローサップ	<ul><li>木更津市施工の植樹帯補修工事 が舗装本復旧前に発生したことに (年い、工期内での完了が困難と なったため。(木更津市域)</li></ul>	木更津市法定外道管理者から舗 装部の本復旧における追加工事の 0 要請があったことに伴い、工期内で の完了が困難となったため。(木更 津市域)	木更津市施工の排水路整備工事 が遅延したことに伴い、工期内での 完了が困難となったため。(木更津 市域)	本更津市施工の下水道工事が遅 0 延したことに伴い、工期内での完了 が困難となったため。(本更津市 域)	君津市施工の道路改良工事が遅 0 延したことに伴い、工期内での完了 が困難となったため。(君津市域)
上 料								
	損益勘定 留保資金	田	27,880,600	74,690,000	61,710,000	19,910,000	10,604,000	8,807,000
左の財源内訳	出資金	田	0	0	0	0	0	0
左の財	企業債	田	0	0	0	0	0	0
	国県補助金	田	0	0	0	0	0	1,885,000
翌年度	繰越額	田	27,880,600	74,690,000	61,710,000	19,910,000	10,604,000	10,692,000
支払義務	発生額	田	0	0	0	0	0	4,499,000
7.倍引 上烟	丁基計上領	田	27,880,600	74,690,000	61,710,000	19,910,000	10,604,000	15,191,000
*	<b>申</b> 张		「祇園一丁目地先下水道 工事に伴う配水管改良工 事	八幡台七丁目地先配水 管改良工事	長須賀地先配水管改良 工事	本郷一丁目地先排水路 整備工事に伴う配水管改 良工事	祇園二丁目地先下水道 工事に伴う配水管改良工 事	糸川地先配水管改良工 事
互	野	# 5 7にいき年2 1	1. 建改以及					
并	Ý.	1	日 大 日 大 日 大 日 大					

7 11	5. B. D. D. D. B.	鉄道管理者及び道路管理者との 協議に不測の日数を要したことに 0件い、工期内での完了が困難と なったため。(富津市域)	富津市施工の道路改良工事が遅 0 延したことに伴い、工期内での完了 が困難となったため。(富津市域)	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手 に遅延が生じ、工期内での完了が 困難となったため。(君津・袖ケ浦市 域)	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手 0に遅延が生じ、工期内での完了が 国難となったため。(君津市域)	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手0 に遅延が生じ、工期内での完了が困難となったため。(富津市域)	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手のに遅延が生じ、工期内での完了が 国難となったため。(袖ケ浦市域)	0
翌年度繰越額に係る繰越まます。	を要するだな 卸資 産 の購 入限度額							
H H	个用額	0	0	0	0	0	0	0
	損益勘定 留保資金	16,940,000	20,438,000	5,100,000	14,284,000	14,804,000	289,000	275,456,600
左の財源内訳	出資金	0	0	0	0 14,270,000	0 23,652,000	289,000	54,094,000 29,400,000 38,211,000
左の東	企業債	0	0	49,280,000 14,780,000 29,400,000			0	29,400,000
	国県補助金	0	0	14,780,000	3,533,000	33,704,000	192,000	
翌年度	繰越額	16,940,000	20,438,000	49,280,000	32,087,000	72,160,000	770,000	397,161,600
支払義務	発生額	0	0	0	4,620,000	0	16,830,000	25,949,000
144	丁异計上領	16,940,000	20,438,000	49,280,000	36,707,000	72,160,000	17,600,000	423,110,600
\$	事 米	亀田地先橋梁添架管改 良工事基本設計業務委 託	下飯野地先配水管改良工事	緊急遮断弁等更新工事 (君建市·袖ケ浦市)	坂畑净水場·坂畑3号井 自家用発電機設置工事	豊岡第五増圧ポンプ場新設工事	永吉5号井自家用発電機 設置工事	# <u></u>
Ŕ	冲							<□
<del>1</del> #	Ĭ							

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

0	0	0	0 14,850,000	0	0	0	14,850,000	0	14,850,000	111111111111111111111111111111111111111	<b>√</b> □
   ケレン作業(鋳剥がし)により漏水   が複数発生し、断水切替作業が必   要となり、工期内での完了が困難と   なったため。(富津市域)	€ 0	(H)	円 14,850,000	0	0	0	円 14,850,000	円 0	円 14,850,000	富貴橋水管橋塗装修繕工事	1営業費用
ብንሲ	でみずるだる 卸資産の購入限度額		損益勘定 留保資金	出資金	企業債	国県補助金	繰越額	発生額	4	*	Ť.
33 ##	翌年度繰越額に係る繰越を囲するか	不用始		左の財源内訳	左の東		翌年度	支払義務	子信計 上婚	平 本	且

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書(水道用水供給事業)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

À	P	平 米	子僧計上婚	支払義務	翌年度	左の財源内訳	原内訳	不田缩	翌年度繰越額に係る繰越を両子をかった	HH 7/E
₩.	K	K	1. 平二十食	発生額	繰越額	国県補助金	損益勘定 留保資金		4 女 y らたな 卸 資 産 の 購 入限度額	
1 徐木松井迁	1 经本的专用 1 建設的自費		E	E	田	田	田	田	E	お出しこより イバク 原光 庁 党 予選
H V	1 A C C C C C C C C C C C C C C C C C C	十日市場浄水場インバー 夕設備更新工事(その1)	212,850,000	2,130,000	210,720,000	52,840,000	157,880,000	0	0	************************************
		第2中継ポンプ場電気計 装設備更新工事	137,709,000	129,077,300	8,631,700	0	8,631,700	0	0	地下タンク躯体工事において基礎の変更があったことから、地下タ0シック躯体及び地下ダンク設置に係る出来形が一部未完成となったため。
		十日市場净水場水質検査 棟CVCF装置更新工事	161,700,000	0	161,700,000	0	161,700,000	0	0	新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により、機器の入手に遅延が生じ、工期内での完了が 困難となったため。
	⟨□	1111111	512,259,000	131,207,300	381,051,700		52,840,000 328,211,700	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

0	0		18,612,000	0	18,612,000	0	18,612,000	11111111	<п
円 新型コロナウイルス感染症や半導 体不足の影響により、機器の入手 0 に遅延が生じ、工期内での完了が 困難となったため。	E 0		円 18,612,000	0	円18,612,000	0	円18,612,000	送水管路空気弁用補修弁 修繕工事	用 1 営業費用
A7C	政権を 選集 観響 を 関係	八九铁	損益勘定 留保資金	国県補助金	紐	発生額	1. 平二十会	K	ĸ
2年度繰越額 - 係る繰越を - 4. 2. 2. 2. 2. 18	翌年度終に係る終日を	不用婚	左の財源内訳	左の財	翌年度	支払義務	路一 框 显 生	<b>火</b>	臣

### 報告第2号

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年11月7日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

### 令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく 資金不足比率算定表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度 かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率を次のとおり算定 しました。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道事業)	-%	20%
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道用水供給事業)	-%	2 0 70

表中資金不足比率の欄の「一」表示は資金の不足額が生じていないことを示します。

### 資金不足比率の算定

資金不足比率は、資金不足を、事業規模(営業収益の規模)と比較して指標化し、 経営状態の悪化の度合いを示すもので、算定式は次のとおりとなります。

『資金の不足額』がマイナスとなる場合、流動資産が流動負債を上回るため、 資金の不足がないことを表します。

以上により算定した結果、水道事業及び水道用水供給事業のいずれも資金の不足額がないことから、「資金不足比率なし」となります。



か 水 広 監 第 7 号 令 和 5 年 9 月 1 日

かずさ水道広域連合企業団 広域連合企業長 渡 辺 芳 邦 様

かずさ水道広域連合企業団

監査委員 露 﨑 善

かずさが道 発掘連幅網 聖古凌号 かずさが道 乳が連幅網 配軸に関 配面に見

監査委員 佐久間

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。



### 令和4年度

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 経 営 健 全 化 審 査 意 見 書 令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見

### 1 審査の対象

令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率 及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

### 2 審査の方法

資金不足比率審査は、広域連合企業長から提出された算定の基礎となる事項を 記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼として、決算書 等関係書類を照合精査するとともに、関係当局の説明を聴取し、実施した。

### 3 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道事業)	—%	20%
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道用水供給事業)	—%	

### 資金不足比率の算定根拠

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率

いずれの会計においても、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

水道事業		資金の不足額	△5, 482, 241千円
		事業の規模	8,471,684千円
水道用水供給事業	=	資金の不足額	△6,650,792千円
		事業の規模	5,827,354千円